

ファイナンス・リース取引を巡る 近年の動きと課題

木 下 正 俊

1. はじめに
2. ファイナンス・リース取引の意義と市場の動向
3. ファイナンス・リース取引に関する近年の制度変更
4. ファイナンス・リース契約に関する主な論点と裁判例
5. おわりに

1. はじめに

わが国においてファイナンス・リース取引は、1960年代前半から行われるようになり、その後急速に規模を拡大させてきたが、その足取りはわが国の高度経済成長と重なり合う。すなわち、わが国では1960年代以降、企業の設備投資が主導する形で高度経済成長を実現してきたが、そうした中において、設備を自らの資産として購入しその資金を銀行等からの借入で調達することが困難な中小企業等は、ファイナンス・リース取引を活用することにより、自ら設備投資を行うのと同等の経済的機能享受してきたと言ってよいからである。

このように、わが国のファイナンス・リース取引は、高度経済成長期以降も設備投資の動向と概ね平行な関係を維持しつつ長年に亘って拡大と停滞を繰り返してきた。ところが、2000年代半ば以降、大幅な金融緩和基調の持続による企業にとって有利な資金調達環境に加え2007年の会計基準の改定によるリース資産の資産計上原則の徹底に伴い、ファイナンス・リース取引の魅力は著しく減じることとなった。また、2012年4月1日施行の法改正

2- ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題（本下）

により、銀行や保険会社等の本体によるファイナンス・リース取引の活用が解禁されたことも加わって、これまでノンバンクが主導してきたファイナンス・リース取引を巡る環境は大きく変わりつつある。

この間、ファイナンス・リース契約については、その法的性質やリース・ユーザーの倒産時におけるリース契約の取扱いを巡って訴訟が提起され、判例法理が形成されてきた。

本稿では、ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きを確認するとともに、判例の状況も踏まえつつ課題を探ることとしたい⁽¹⁾。

2. ファイナンス・リース取引の意義と市場の動向

(1) ファイナンス・リース取引の仕組みとその意義

イ. ファイナンス・リース取引の仕組み

ファイナンス・リース取引の標準的な組成の流れは、概略以下のとおりとされている⁽²⁾。

- ①ユーザーは、導入したい機械・設備をメーカーや販売会社（以下「サプライヤー」という）と折衝し、機種、仕様、納期、保守、価格等を決定する。
- ②ユーザーは、リース会社とリース条件について折衝し、リース期間、リース料等の契約内容を定める。
- ③リース契約には、i) ユーザーはリース期間中の解約はできないこと、ii) リース料の総額はリース会社によるリース物件購入費用および付随費用の相当額全額として設定されること、iii) リース会社はリース物件の保守・修繕の義務を負わないこと、等の内容が定められる。
- ④リース会社は、ユーザーの信用調査を行い、適当と判断すればリース契約

(1) 本稿は、筆者が広島大学法科大学院で担当している「金融取引法」の授業で取り上げた関連テーマについての解説を再整理したものである。なお、本稿の作成に際しては、平成25年度学術研究助成基金助成（基盤研究（C））を受けている。

(2) 宮内義彦 [2008] 36頁以下。

を締結する。

⑤リース会社は、ユーザーがサプライヤーとの間で決めた条件を受け継ぎ、サプライヤーとの間でリース物件の売買契約を締結する。

⑥リース会社が発注したリース物件は、サプライヤーからユーザーに直接納入される。

⑦ユーザーは、納入されたリース物件を検収し、検収完了と同時にリースが開始する。

なお、ファイナンス・リース取引についての法律上の定義はないが⁽³⁾、会計基準では次のとおり定義されている。

「〔ファイナンス・リース取引〕とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。」(企業会計基準委員会 [2007] 項5)。

また、同会計基準は、「〔オペレーティング・リース取引〕とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。」(項6)と定義しており、リース取引は、ファイナンス・リース取引およびオペレーティング・リース取引で構成されることになるが、実務においてリース取引といった場合には一般

(3) 法制審議会民法(債権関係)部会 [2013] は、ファイナンス・リース契約のうち一定の類型のものについて新たに明文規定を設けることを提案し、同契約を「当事者の一方が相手方の指定する財産を取得してこれを相手方に引き渡すこと並びに相手方による当該財産の使用及び収益を受忍することを約し、相手方がその使用及び収益の対価としてではなく当該財産の取得費用等に相当する額の金銭を支払うことを約する契約」と定義している(第38貸借15(1)ア)。これに対し、公益社団法人リース事業協会 [2013 a] は、あえて法制化する必要がないうえ、法制化されると自由な経済活動を阻害する等として反対している。

4- ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題（木下）

に前者をさすものと考えられている⁽⁴⁾。

以上の定義によれば、ファイナンス・リース取引の要素としてフルペイアウト性（上記イ③ ii）があることから、後出の裁判例等で多用される「いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約」との表現は過剰かつ不適切な形容句を付したものであるということになる⁽⁵⁾。

ロ. ファイナンス・リース取引の意義

上記のような手順で行われるファイナンス・リース取引の意義についてみておこう。

1. で簡単に触れ、また下記（2）で見ると、わが国におけるファイナンス・リース取引は、1960年代以降の高度経済成長と軌を一にして拡大・成長を遂げてきた。その際にファイナンス・リース取引の有用な機能として主に着目されたのは、以下の点である⁽⁶⁾。

第一に、企業は、自己資金や借入金に頼らずに設備を導入することができることである。すなわち、わが国の高度経済成長期には、企業の自己資金は乏しく、企業は、専ら銀行からの借入により調達した資金で設備投資を行うこととなったが、わが国全体として大幅な資金不足の中で、資金調達力の弱い中小企業等が借入によらずに設備を導入する手段として、米国を参考にファイナンス・リース取引が開始された⁽⁷⁾。このように、ファイナンス・リー

(4) 阿部泰三 [2000] 6頁は、「商取引の場面において単にリース取引といった場合、通常あるいは多くの場合はファイナンス・リースを意味しているものと解される。」と述べている。

(5) 後出の最三小判平 20.12.16において、田原裁判官は、同趣旨の補足意見を述べている。これに対し、「企業会計上の基準と法的な性質の決定は必ずしも一致しなければならないものではない。」との見解も見られる（小林信明 [2013] 83頁）。

(6) 宮内義彦 [2008] 21頁以下参照。

(7) 1963年に旧日本リース株式会社が設立され実行されたファイナンス・リース取引がわが国での嚆矢といわれている（宮内義彦 [2008]）。

ス取引は、その開始当初から金融代替機能に着目されていたと言ってよい。

また、ファイナンス・リース取引は、資金調達難を克服する機能とともに、長期借入れに依存しないことの反面として、資金の固定化を防ぐ機能にも着目されていたと考えられる。

第二に、企業は、設備を所有することに伴う様々な制約を回避することができることである。すなわち、企業が設備を所有した場合には、常に設備の陳腐化のリスクに晒されることになる。とくに当該設備に関する技術革新が旺盛な分野ではなおさらであり、こうした設備陳腐化のリスクを軽減する手段として賃貸借形式のファイナンス・リース取引が着目されたと考えられる。

また、企業が設備を自己資産として保有した場合には、バランスシートが膨張し、各種財務指標の悪化を招き得ることから、こうした財務リスクを軽減する手段としても着目されたと考えられる。

以上のように、わが国におけるファイナンス・リース取引は、高度経済成長期における企業の厳しい資金調達環境のもとで設備を導入し生産能力を拡大するとともに、資産保有に伴う負の側面を軽減する手段として開発され活用されてきたと言うことができる。このことを逆から見ると、これまでファイナンス・リース取引の利点とされてきた要素が縮小すれば、自ずと同取引の意義は薄れ、取引規模も縮小せざるを得ないとも言える。

(2) ファイナンス・リース取引市場の動向

次表は、リース事業協会が公表する「リース統計」の中で示される「リース取扱高」および同関連指標の長期時系列データである（「リース比率(A) / (C)」は筆者が補記した）。これらの数値から以下の諸点を指摘することができる。

第一に、1960年代初から1973年の第一次オイルショックにかけての高度経済成長期には、民間設備投資が年率2、3割の勢いで拡大する中で、1963年に始まったファイナンス・リースの取扱高は、民間設備投資額の増加率を

上回る伸びを示し、リース取扱高対民間設備投資額比率は、1963年のほぼゼロから1973年には2.35%へと急上昇した（以下「リース比率（A）／（C）」を用いる）。

第二に、その後、わが国の経済が安定成長期に入り、民間設備投資の伸びが緩やかになったが、ファイナンス・リースは、増加率こそ鈍化したものの、民間設備投資を上回る伸びを示し、リース比率は上昇を続けた（1985年7.92%）。

第三に、リース比率の上昇は、1980年代半ば以降のいわゆるバブル経済期においても、民間設備投資、ファイナンス・リース双方が増加する中で続いたが、1990年代初のバブル崩壊とその後の調整期には、民間設備投資の減少が続く中で、ファイナンス・リースの減少が相対的に緩やかであったことから、同比率の上昇が続き、設備投資調整がほぼ一巡した2002年にピークを付けた（11.45%）。

第四に、その後、民間設備投資は小幅な増減を繰り返す一方で、ファイナンス・リースは、2000年代後半以降減少に転じ、とくに2007年以降の減少が著しく、リース比率は大幅な低下を示している（2011年7.21%）。

以上のことから、これまで概ね民間設備投資の伸びを上回るテンポで拡大してきたファイナンス・リース取引市場も、大きな転換期を迎えているように思われる。その背景には、主に次の二つの事情があると考えられる。その第一は、バブル経済崩壊以降の長期に亘る大幅金融緩和基調の下で、設備投資資金の調達について企業に有利な環境が続いており、ファイナンス・リースの魅力が相対的に低下していること⁽⁸⁾、第二は、次節で見えるように、近年における制度の変更の影響も小さくないこと⁽⁹⁾である。

(8) リース事業協会 [2010] によると、所有権移転外ファイナンス・リースを利用するメリットについて、ユーザーの72.7%が「設備導入時に多額の資金が不要である」ことを挙げている中で、設備を購入した理由またはリースを取り止めた理由について、同63.0%が「自己資金で対応可能のため」と回答していることから、資金調達面でのメリットの後退を窺うことができる。

リース取扱高・リース設備投資額の推移及び民間設備投資に占めるリース比率

(単位: 億円, %)

年度	リース取扱高		リース設備投資額		民間設備投資額		リース比率 (B)/(C)	同左 (A)/(C)
	(A)	前年度比	(B)	前年度比	(C)	前年度比		
1963	7	-	-	-	46,702	-	-	0.01
1964	40	571.4	-	-	54,670	117.1	-	0.07
1965	67	167.5	-	-	50,883	93.1	-	0.13
1966	109	162.7	-	-	65,160	128.1	-	0.17
1967	290	266.1	-	-	84,691	130.0	-	0.34
1968	450	155.2	-	-	103,499	122.2	-	0.43
1969	1,200	266.7	-	-	135,607	131.0	-	0.88
1970	2,106	175.5	-	-	156,685	115.5	-	1.34
1971	2,793	132.6	-	-	152,967	97.6	-	1.83
1972	3,721	133.2	-	-	168,937	110.4	-	2.20
1973	5,279	141.9	-	-	224,299	132.8	-	2.35
1974	5,290	100.2	-	-	245,518	109.5	-	2.15
1975	5,621	106.3	-	-	243,739	99.3	-	2.31
1976	8,127	144.6	-	-	256,077	105.1	-	3.17
1977	8,604	105.9	-	-	264,534	103.3	-	3.25
1978	10,566	122.8	7,820	-	293,354	110.9	2.67	3.60
1979	14,611	138.3	10,330	132.2	340,188	116.0	3.04	4.29
1980	15,744	107.8	11,550	111.8	396,807	-	2.91	3.97
1981	19,327	122.8	14,342	124.2	413,464	104.2	3.47	4.67
1982	23,966	124.0	18,872	131.6	420,013	101.6	4.49	5.71
1983	29,927	124.9	23,262	123.3	423,263	100.8	5.50	7.07
1984	36,758	122.8	28,843	124.0	477,141	112.7	6.04	7.70
1985	43,225	117.6	33,520	116.2	545,560	114.3	6.14	7.92
1986	47,575	110.1	37,636	112.3	563,462	103.3	6.68	8.44
1987	52,967	111.3	42,089	111.8	600,936	106.7	7.00	8.81
1988	67,170	126.8	52,226	124.1	718,103	119.5	7.27	9.35
1989	70,649	105.2	57,540	110.2	807,038	112.4	7.13	8.75
1990	84,152	119.1	65,420	113.7	920,967	114.1	7.10	9.13
1991	88,016	104.6	68,843	105.2	929,323	100.9	7.41	9.47
1992	77,742	88.3	62,813	91.2	873,450	94.0	7.19	8.90
1993	71,825	92.4	59,780	95.2	751,634	86.1	7.95	9.56
1994	73,497	102.3	61,631	103.1	713,874	-	8.63	10.30
1995	76,214	103.7	65,804	106.8	722,218	101.2	9.11	10.55
1996	82,867	108.7	72,238	109.8	745,079	98.4	9.70	11.12
1997	79,304	95.7	70,180	97.2	781,900	104.9	8.98	10.14
1998	71,445	90.1	63,150	90.0	709,486	90.7	8.90	10.07
1999	74,024	103.6	65,862	104.3	698,279	98.4	9.43	10.60
2000	79,457	107.3	69,922	106.2	720,764	103.2	9.70	11.02
2001	77,337	97.3	69,148	98.9	676,867	93.9	10.22	11.43
2002	73,743	95.4	66,052	95.5	644,187	95.2	10.25	11.45
2003	73,778	100.0	65,917	99.8	658,481	102.2	10.01	11.20
2004	76,252	103.4	68,086	103.3	678,469	103.0	10.04	11.24
2005	79,413	104.1	71,017	104.3	706,357	104.1	10.05	11.24
2006	78,677	99.1	71,213	100.3	746,507	105.7	9.54	10.54
2007	71,542	90.9	63,420	89.1	768,317	102.9	8.25	9.31
2008	60,564	84.7	54,444	85.8	710,147	92.4	7.67	8.53
2009	49,219	81.3	44,058	80.9	607,180	85.5	7.26	8.11
2010	45,553	92.6	41,161	93.4	618,637	101.9	6.65	7.36
2011	45,997	101.0	41,682	101.3	638,090	103.1	6.53	7.21
2012	48,754	106.0	45,106	108.2	626,079	98.1	7.20	7.79

(注) 民間設備投資額は内閣府調査。名目ベースを使用。2012年度は速報値5月16日発表。

1963～1979年度 (68SNA 平成2年基準), 1980年度以降 (93SNA 平成12年基準), 1994年度以降 (平成17年基準改定値)

(出所) 公益社団法人リース事業協会「リース統計 (2012年度)」(平成25年5月30日)
リース比率 (A) / (C) は筆者が補記。

3. ファイナンス・リース取引に関する近年の制度変更

ファイナンス・リース取引に関する近年の制度変更のうち重要なものとして、①会計基準の改定、②金融商品取引法等改正によるリース事業者の範囲拡大の2点を挙げるができる。以下順にみておこう。

(1) 会計基準の改定

企業会計基準委員会は、2007年3月30日、会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「新基準」という）を公表し、2008年4月1日以後開始する会計年度から適用することとした。これは、従来の会計基準である2003年6月大蔵省企業会計審議会「リース取引に係る会計基準」（以下「旧基準」という）を改定するものである。

旧基準は、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類したうえで、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売買処理を行った場合と同等の情報を注記することを条件に、賃貸借処理に準じた処理（以下「例外処理」という）を行うことができることとしていた。

これに対し、新基準は、上記旧基準における所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する「例外処理」を廃止し、売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとした（9項）。すなわち、新基準では、ファイナンス・リース取引の借手は、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上することとされた（10項）。ただし、

-
- (9) リース事業協会 [2010] によると、リース会計基準変更に伴う所有権移転外ファイナンス・リース利用への影響について、「利用意向に変化はない」（75.6%）が大勢ではあるものの、「利用を減らした」（11.1%）、「少額設備のみの利用に限定した」（7.5%）、「利用は中止した」（5.2%）との回答もあり、少なからぬ影響を窺うことができる。

①リース期間が1年以内のリース取引、②企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の取引、等個々のリース資産の重要性が乏しい場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとの簡便な取扱いを認めることとしている。

なお、新基準は、リース取引を「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引をいう」(4項)と定義した上で、これをファイナンス・リース取引とそれ以外のオペレーティング・リース取引に分け、ファイナンス・リース取引の定義を設けている(5項、前述2(1)イ)。

(2) リース事業者の範囲拡大

ファイナンス・リース取引については、リース会社等のいわゆるノンバンクのほかに銀行・保険会社等の金融機関の子会社が行うことは認められていたが、これらの金融機関本体が行うことは他業禁止に該当するとの理由で認められていなかった。しかし、2011年5月17日に成立した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(同年5月25日公布、2012年4月1日施行)により、金融機関本体によるファイナンス・リースの活用が解禁された。具体的には、ファイナンス・リース取引および同取引の代理・媒介業務が銀行法10条2項、保険業法99条1項等に定める銀行、保険会社等の付随業務に追加された。同改正の理由について、立法担当者は、ファイナンス・リース取引の経済的な実質は設備投資資金の貸付であることや金融機関が行う他の業務とのリスクの同質性が認められるようになってきていることを指摘した上で、このたびの解禁により、①中小企業等による金融機関本体での融資やリースのサービスの一括享受、②金融機関本体による中小企業の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし、③金融機

関本体の収益機会の多様化が図られるといった効果も期待されると解説している⁽¹⁰⁾。

もちろん、このような法改正の効果が期待されるが、その反面、金融機関本体により掘り起こされた中小企業等の設備導入のニーズが、金融機関の都合でファイナンス・リースではなく融資に誘導されるといった利益相反的な状況をもたらすことにはならないか、注意深く見守る必要があると思われる⁽¹¹⁾。

4. ファイナンス・リース契約に関する主な論点と裁判例

ファイナンス・リース契約に関しては、従来から様々な点について論じられ、裁判上でも争われてきた。以下では、主な論点を整理したうえで、裁判例を確認しつつ若干の考察を加えることとする。

(1) 主な論点

イ. ファイナンス・リース契約の法的性質に関する問題

(イ) ファイナンス・リース契約の法的性質

まず、そもそもファイナンス・リース契約の法的性質をどう捉えるかが問題となる。この点については、①賃貸借契約類似のものとして捉える見解と、

(10) 澤飯敦・出原正弘 [2011] 8頁。

(11) 因みにリース事業協会「リース産業の現況調査結果（平成24年調査）」によると、同協会の会員（正会員、賛助会員）は250社であるが、資本金10億円以上の会社は全体の20%の50社にとどまり、大半は中堅・中小企業（資本金1億円以上10億円未満88社、35%、1億円未満112社、45%）である。このようなリース業態に金融機関本体が参入することになることから、業態内での競争状況について十分な注視が求められる。また、リース事業協会「リース統計」によると、2012年度リース取扱高4兆8754億円のうち資本金1億円以下の中小企業および個人事業者を相手とするものが約半分（46.8%）を占める（資本金1億円超の法人45.0%、うち上場企業等22.3%）ことからみても、金融機関本体がユーザーに対し優越的地位に立つ可能性があることにも留意する必要があるだろう。

②金融取引契約として捉える見解とに大きく分かれる。①は、リース会社はユーザーにリース物件を使用させ、ユーザーはこれに対してその賃料を支払う関係にあるが、リース会社には賃貸人に賃貸物の修繕義務等を課す民法の規定が適用されない特殊な契約と捉えるのに対し、②は、取引の実態は、リース会社がリース物件を担保としてユーザーに資金を貸与するものであると捉える。この見解の違いが後出の(ロ)(リース物件の使用とリース料の支払が対価関係にあるかどうか)およびロ(イ)(ユーザーが倒産した際に未払リース料債権は倒産債権となるのか共益債権となるのか)における見解の違いにつながることになる。

また、見解②においてファイナンス・リース契約は非典型担保契約と理解されるが、担保目的物の捉え方については、i)ユーザーにはリース物件の実質的な所有権が移転しその所有権に担保権が設定されているとする見解と、ii)ユーザーが有するリース物件の利用権に担保権が設定されているとする見解とに分かれる。

なお、上記におけるリース会社による担保権の実行は、実際には契約の解除という行為によりなされることになることから、契約解除に関する様々な問題が生じることになる(後記ロ.)。

(ロ) リース物件の使用とリース料支払義務との関係

上記(イ)の見解①は、リース会社はユーザーによるリース物件の使用収益を受忍する義務を負う一方で、ユーザーはリース料を支払う義務を負い、その両者は対価関係にあると考える。これに対し、見解②は、上記両者は対価関係にあるものではなく、ユーザーのリース料支払義務は、リース契約成立時にその全額について発生し、仮にリース料の支払いにつき分割返済方式が取られている場合でも、それは期限の利益が与えられているにすぎないと考える。

このため、下記ロ(イ)のとおり、ユーザーが倒産した場合にリース会社

がユーザーに対して有する未払リース料債権の位置付けについて見解が分かれることとなり、見解①では同債権は共益債権になるとされるのに対し、見解②では倒産債権になるとされる。

ロ. ユーザーの倒産と契約解除に関する問題

(イ) 倒産手続における未払リース料債権の取扱い

ユーザーが倒産し、リース料が未払いとなっている場合に、未払リース料債権の取扱いが問題となる。

この点について、上記イ. で触れたように、①ファイナンス・リース契約を賃貸借契約類似の契約と捉える立場は、未払リース料債権は、リース会社が履行していないリース物件を使用させる債務との双方未履行双務契約の関係にあり、倒産したユーザーの管財人は、契約を解除し、または債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる（破産法 53 条 1 項、民事再生法 49 条 1 項、会社更生法 61 条 1 項）と考える。

これに対し、②ファイナンス・リース契約を金融取引契約と捉える立場は、未払リース料債権は、契約成立時にその全額について発生しており、倒産手続開始前に発生した債権は倒産債権として倒産手続きの中で取り扱われるものとする。

(ロ) 契約解除と弁済禁止保全処分命令

ファイナンス・リース契約において、ユーザーによる契約の中途解約は禁じられている一方、リース会社は、ユーザーの債務不履行を理由に契約を解除することができる旨の条項が設けられているのが通常である。そして同条項に基づいて契約解除がなされる場合のほか、下記の倒産解除特約による契約解除が認められる場合において、ユーザーが倒産手続開始の申立てをするとともに弁済禁止保全処分を申し立て、同処分命令（破産法 28 条、民事再生法 30 条、会社更生法 28 条）がなされたとき、さらには倒産手続開始の決

定がなされたときに、契約解除の扱いが問題となる。

(ハ) 倒産解除特約の効力

ファイナンス・リース契約において、ユーザーにつき倒産手続開始の申立てがなされたときは、リース会社は催告することなく契約を解除することができる旨の条項（以下「倒産解除特約」という）が設定されるのが通常であるが、同特約は有効か否かが問題となる。

同特約の効力については、倒産形態の相違により、すなわち破産等の清算型倒産における場合と民事再生、会社更生といった再建型倒産における場合とでは異なるか否か、さらには再建型倒産でも民事再生と会社更生とでは異なるか否かが問題となる。これらに関する見解は多岐に亘り得るが、それを類型化すると、効力を広く認める見解から順に、①すべての倒産形態について同特約を有効とするもの、②清算型倒産のほか再建型倒産のうち民事再生については有効とするもの、③清算型倒産についてのみ有効とするもの、④すべての倒産形態について無効とするもの、に分けることができ、それらの論拠が問題となる。

(ニ) 契約解除と担保権実行手続中止命令、担保権消滅許可

また、リース会社によるユーザーの債務不履行を理由とする契約解除および倒産解除特約に基づく契約解除を担保権の実行と捉えたときに、倒産形態によっては、担保権実行手続中止命令（民事再生法31条1項、会社更生法24条1項2号）および担保権消滅許可（破産法186条1項、民事再生法148条1項、会社更生法104条1項）との関係をどう理解するかが問題となる。

(ホ) 契約解除と清算義務

さらに、リース会社が契約を解除し、リース物件の引渡しを受けた場合に、リース会社はユーザーから損害賠償を得て終結となるのか、または、そのう

14- ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題（木下）

えでリース会社はユーザーに対し何らかの清算を行う義務を負うのか、負うとしたときにその具体的な算定基準は何かが問題となる。

（2）主な裁判例

ファイナンス・リース契約に関しては、多くの裁判例が見られるが、主な最高裁判決は以下のとおりであり、その概要を確認しておこう。なお、下記の昭和57年3月判決はファイナンス・リース契約を対象とするものではないが、そこで示された法理がその後のファイナンス・リース契約を対象とする判決においても参照されることから、併せて確認することとする。

イ. 主な裁判例の概要

（イ）昭和57年3月30日最高裁第三小法廷判決（金融・商事判例 No.645, 12頁）（以下「昭和57年3月判決」という）

（事案）Xが所有権留保売買（代金完済まで所有権を売主に留保し、所有権移転までの間物件を買主に無償で貸与）により、倒産解除特約を付して機械をYに売却したところ、Yが会社更生手続開始の申立てをし、裁判所がYに対し一切の債務の弁済を禁止する旨の保全処分を命じ、さらに会社更生手続開始の決定をしたことから、満期手形の支払いを拒絶されたXが倒産解除特約に基づき契約を解除するとともに本件機械の引渡しを求めたが、原審（福岡高判昭52.11.30）は請求を棄却。Xは上告。

（判旨）以下の理由により上告を棄却。

①会社更生手続開始の申立てのあった株式会社に対し旧債務弁済禁止の保全処分が命じられたときは、これにより会社はその債務を弁済してはならないとの拘束を受けるのであるから、その後に会社の負担する債務につき弁済期が到来しても、債権者は、会社の履行遅滞を理由として契約を解除することはできない。

②本件倒産解除特約は、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつ

つ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的を害するものであるから、その効力を肯認し得ない。

(ロ) 昭和57年10月19日最高裁第三小法廷判決(金融法務事情 No.1011, 44頁)(以下「昭和57年10月判決」という)

(事案) リース会社がファイナンス・リース契約を解除しリース物件を期間満了前に引き揚げた場合において、早期引揚げによる利得額が争われた事案。第1審はリース会社による未払リース料支払請求を認容したのに対し、原審(名古屋高判昭55.7.17)は、早期引揚げの時点からリース期間満了時点までの物件の利用価値に相当する価額は利用者に返戻すべきであると判示し、当該利得額を未払リース料から減額した限度において請求を認めた。これに対し、リース会社、利用者双方が上告。

(判旨) 以下の理由により原審に差し戻し。

- ①リース業者は、リース期間の途中で利用者からリース物件の返還を受けた場合には、その原因が利用者の債務不履行にあるときであっても、返還によって取得した利益を利用者に返戻し又はリース料債権に充当するなどして清算する必要がある。
- ②清算の対象は、リース物件が返還時に有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額と解するのが相当であり、返還時からリース期間の満了時までの利用価値と解すべきではない。
- ③したがって、返還時からリース期間の満了時までのリース料額又はいわゆる規定損失金額を基礎に算定することは正当でない。
- ④原審は、清算の対象を返還時からリース期間満了時までの期間内におけるリース物件の利用価値であると解し、規定損失金額を基礎として清算金額を算定したことは法令解釈の適用を誤り、審理不尽。

(ハ) 平成5年11月25日最高裁第一小法廷判決(金融法務事情 No.1395, 49

頁）（以下「平成5年判決」という）

（事案）①Yは訴外会社Aから手作りソフト付きコンピューターを導入するにつき、リース業者Xとの間でリース契約を締結した。

②Yは、ソフトが未完成で本件コンピューターが納入されないままであるにもかかわらず、その引渡しを受けた旨の受領書をXに交付し、XはAに本件コンピューターの売買代金を支払った。

③Yは、コンピューターの引渡しを受けないままリース料を支払ったが、昭和61年10月分以降のリース料の支払いを拒絶した。

④Xは、Aの経営不振を理由にYに無断で本件コンピューターを引き揚げ、Yのリース料不払いを理由に本件リース契約を解除する意思表示をするとともに、Yらに対し、契約解除を理由に残リース料に相当する約定損害金および遅延損害金の支払いを求めた。

⑤原審（広島高裁岡山支判平3.6.27）は、Xが本件コンピューターを一方的に引き揚げ、Yの使用不可能な状態を作出したので、Yは昭和61年10月分以降のリース料の支払いを拒絶することができ、Xによる契約解除は無効であるとしてXの請求を棄却。Xは上告。

（判旨）以下の理由から原審に破棄・差戻し。

①本件リース契約はいわゆるファイナンス・リース契約と解することができる。

②ファイナンス・リース契約の実体は、ユーザーに対する金融上の便宜を付与するものであるから、リース料の支払債務は契約の締結と同時にその全額について発生し、ユーザーに対して月々のリース料の支払いという方式による期限の利益を与えるものにすぎず、リース物件の使用とリース料の支払いとは対価関係に立つものではないというべきである。

③したがって、ユーザーによるリース物件の使用が不可能になったとしても、これがリース業者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、ユーザーはリース料の支払いを免れるものではない。

④本件において、Yは、自ら本件コンピューターを占有使用することなく、

あえてAに保管させたものとして、自ら保管すべき本件リース契約上の義務に違反したものと見られてもやむを得ない。

⑤本件コンピューターがAの下にあることを知ったXがAの経営不振を理由にこれを引き揚げたことには無理からぬものがあることから、引揚げの結果生じたコンピューターの使用不能の状態は、Yの本件リース契約上の義務違反に起因するものであって、Xの責めに帰すべきものということとはできない。

⑥YにXがコンピューターを引き揚げた時点以降のリース料の支払義務はないとした原審の判断は、法令の解釈を誤り、審理不実、理由不備の違法がある。

(二)平成7年4月14日最高裁第二小法廷判決(金融法務事情No.1425, 6頁)(以下「平成7年判決」という)

(事案)①リース会社Xは、A社との間でいわゆるファイナンス・リース契約を締結し、事務機器(本件物件)をサプライヤーBから買い受けてAに引き渡した。

②Aにはその後会社更生手続の開始が決定し、Yが更生管財人に選任された。

③Xは、Aによるリース料の支払いがないことを理由に契約解除の意思表示をするとともに、Yに対し、未払いのリース料と遅延損害金の支払いを請求した。

(判旨)以下の理由により、いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約において、リース物件の引渡しを受けたユーザーにつき会社更生手続の開始決定があったときは、未払いのリース料債権は更生債権となり、リース業者はこれを更生手続によらずに請求することはできないとしてXの請求を棄却。

①ファイナンス・リース契約の実質は、ユーザーに対して金融上の便宜を付与するものであるから、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払いが毎月一定額によることとされていても、それ

はユーザーに対して期限の利益を与えるものにすぎず、各月のリース物件の使用とリース料の支払いとは対価関係に立つものではない。

②したがって、未払いのリース料債権は、会社更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権に当たる。

③リース物件の引渡しをしたリース業者は、ユーザーに対してリース料の支払債務とけん連関係に立つ未履行債務を負担していないというべきであるから、旧会社更生法 103 条 1 項の規定は適用されず、未払リース料債権が共益債権であるということとはできない。

④そうすると、Xは、Yに対し、未払リース料債権を会社更生手続によらないで請求することはできず、また、会社更生手続開始決定の後には、未払リース料の支払いを催告して契約を解除することはできない。

（ホ）平成 20 年 12 月 16 日最高裁第三小法廷判決（金融・商事判例 No.1319, 45 頁）（以下「平成 20 年判決」という）

（事案）リース会社 X（およびその更生管財人）は、Yとの間でいわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約を締結し、同契約にはユーザーについて整理、和議、破産、会社更生などの申立てがあったときは、リース会社は催告をしないで契約を解除することができる旨の特約が定められていたところ、Yは民事再生手続開始の申立てをしたことから、Xは、同特約に基づいて契約を解除したとして、Yに対し、解除の日からリース物件返還の日又は返還不能となった日までのリース料相当額の支払いを請求したが、原審（東京高判平 19.3.14）はXの請求を棄却。Xは上告。

（判旨）以下の理由から、本件特約のうち、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものであり無効と解するのが相当であるとしてXの上告を棄却。

○ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、担保としての意義を有するものであるが、本件特約による解除を認めることは、担保としての意義

を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにはほかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反することは明らか。

なお、本判決には、倒産解除条項と弁済禁止保全処分との関係について、以下のような田原睦夫裁判官の補足意見がある。

①ユーザーたる再生債務者が、民事再生手続開始の申立てと共に弁済禁止保全処分の申立てをし、その決定を得た場合、リース業者は、リース料金の不払いを理由として、リース契約を解除することが禁止されるに至るものというべきである（最三小判昭57.3.30）。

②民事再生手続が開始された場合、再生債権の弁済は原則として禁止されるが、弁済禁止保全処分は失効するので、再生債務者は債務不履行状態に陥ることになる。

③リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約解除手続等を執ることができるが、これに対し、再生債務者は、担保権実行手続中止命令を得て、リース業者の担保権実行に対抗することができる。

(3) 若干の考察

上記の主要判例を踏まえ、前記4(1)で整理した主な論点について若干の考察を加えることとする。

イ. ファイナンス・リース契約の法的性質に関する問題

ファイナンス・リース契約の法的性質については、賃貸借契約類似の契約と捉える見解と金融取引契約と捉える見解とがあるが、最高裁は、平成5年判決において「ファイナンス・リース契約の実体は、ユーザーに対する金融上の便宜を付与するもの」と判示して金融取引契約と捉える考えを明らかに

したが、それ以降、平成7年判決、平成20年判決においても同じ見解を踏襲しており、判例は確立しているとみてよい⁽¹²⁾。本稿でも見てきたように（2（1）ロ）、ユーザーが設備を導入する際に、金融機関から資金を借入れて設備を購入すること（通常の設備投資）に代わる手段としてファイナンス・リースを利用するという動機に照らしても金融取引契約として捉えることが妥当であろう。

そして、ファイナンス・リース契約の実態を融資契約と捉えるならば、融資金額に相当するリース料全額の債務が契約と同時に発生すると考えられることから、月々のリース物件の使用とリース料の支払いとは対価関係に立つものではないということになる。したがって、ユーザーが倒産した際に未払いとなっているリース料債権は、倒産前に発生した倒産債権として取り扱われることになる。

また、ファイナンス・リース契約を金融取引契約、すなわちリース物件を担保とする融資という非典型担保契約と捉えるならば、次に担保の目的物は何かの問題となるが、もともとユーザーにはリース物件を所有する意思はないことからみても、担保目的物はリース物件の所有権ではなくリース物件の利用権であり、利用権に担保権が設定されていると理解するのが契約当事者の合理的な意思に適うものであろう。

ロ. ユーザーの倒産と契約解除に関する問題

ファイナンス・リース契約においては、ユーザーによる中途解約は認められない一方で、ユーザーがリース料債務の履行を遅滞したときには、リース会社は、契約を解除し、リース物件を取り戻すとともに、規定損害金の支払

(12) これに対し松田安正 [2009] は、わが国におけるファイナンス・リース契約の嚆矢となった旧日本リース株式会社の方式とそれに続くオリエント・リース株式会社の方式とは異なっており、旧日本リース方式を一般のリース契約に適用するのは誤りであるとして、判例・学説を厳しく批判している。

いを請求できる旨の条項が設けられ、また、ユーザーについて倒産手続の申立てがなされたときには、リース会社は、催告することなく契約を解除することができる旨の条項が設けられるのが通常である。

このような条項に基づくリース会社による契約解除を巡っては様々な問題があり、とくにユーザーの倒産と絡んできわめて複雑である。具体的な倒産手続に関連する詳細な議論は先行論考⁽¹³⁾に譲り、以下では議論の大筋について検討する。

まず第一に、倒産解除特約の効力について、昭和57年3月判決は、所有権留保売買契約の買主に係る会社更生手続申立てのケースにおいて、また、平成20年判決は、ファイナンス・リース契約のユーザーに係る民事再生手続申立てのケースにおいて、それぞれ売主ないしリース会社が主張した倒産解除特約の効力を否定した。両判決は、その理由として、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的を害する」こと（昭和57年3月判決）、「担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにはかならないから、民事再生手続の趣旨、目的に反すること」（平成20年判決）をそれぞれ挙げている。とくに、平成20年判決は、ファイナンス・リース契約について、民事再生手続において担保権は別除権として再生手続によらずその実行が認められる（民事再生法53条）ところ、上記のとおり「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせる」ことを理由として指摘し、これを認めなかった点に特色がある。

このように、最高裁判例としては倒産解除特約を無効とする点で一致する。

(13) 田原睦夫 [1995]、山本和彦 [2003]、松下淳一 [2011]、小林信明 [2013] ほか。

ただ、ファイナンス・リース契約に係る全ての倒産類型について判断が示されているわけではないことから、平成 20 年判決の射程については議論の余地がある。しかし、判決理由の核心部分と考えられる「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせる」ことに着目するならば、射程は同じく再建型倒産の会社更生には及ぶが、「対応する機会」が予定されていない破産等の清算型倒産には及ばない（すなわち、特約の効力を認めて差し支えない）と考えてよいだろう⁽¹⁴⁾。

第二に、弁済禁止保全処分命令のもとでの契約解除の取扱いについてであるが、ユーザーが倒産手続開始の申立てと同時に弁済禁止保全処分の申立てを行い同処分命令（破産法 28 条 1 項、民事再生法 30 条 1 項、会社更生法 28 条 1 項）が発せられると、ユーザーは弁済期の到来したリース料を支払うことが禁じられることから、リース会社によるユーザーのリース料債務の履行遅滞を理由とする契約解除は許されないことになる（昭和 57 年判決⁽¹⁵⁾）。この効力が倒産手続開始による倒産債権の弁済禁止（民事再生法 85 条 1 項、会社更生法 47 条 1 項）の効力の前倒しであると考えれば、倒産手続開始決定後の契約解除もできないことになる。これに対し、倒産手続開始決定

(14) 森富義明 [2011] 209 頁は、平成 20 年判決が、原審のように「再生債務者の事業又は経済生活の再生を図ることが困難となる」ことではなく、上記「対応をする機会を失わせることになる」ことに着目して特約の効力を判断していることから推測すると、ユーザーについて法的倒産手続（破産、特別清算、民事再生、会社更生）開始の申立てがあった場合に広く妥当するものと考えているように思われると解説している。この点について、松下淳一 [2011] 106 頁は、破産手続における担保権消滅請求は、破産財団に属する財産を破産管財人が任意売却する場面で適用されるものであり、ファイナンス・リースではそのような「対応」はありえない旨指摘している（小林信明 [2013] 87 頁も同旨）。

(15) これに対し、山本和彦 [2003] 12 頁は、「抵当権の被担保債務について弁済禁止の保全処分が出たとしても、履行期が到来している限り、抵当権の実行は可能であるように、リースにかかる担保権実行も可能と解されよう。」として異論を呈している（小林信明 [2013] 85 頁も同旨）。

により倒産債権の弁済は原則として禁止されるが、同時に弁済禁止保全処分が失効するので、弁済期の到来したリース料を支払わない債務者は債務不履行状態に陥ることになることから、リース会社は、債務不履行を理由に契約解除の手続をとることができることになり、リース会社が契約解除、すなわち担保権実行に及ぶと、ユーザーは担保権実行手続中止命令や担保権消滅許可の申立てを行い、これに対抗することになるとの見解（平成20年判決における田原睦夫裁判官の補足意見）もある。

第三に、そこで契約解除と担保権実行手続中止命令（民事再生法31条1項、会社更生法24条1項2号）、担保権消滅許可（破産法186条1項、民事再生法148条1項、会社更生法104条1項）との関係をどのように理解するかが問題となる。破産手続における担保権消滅許可の問題はファイナンス・リース契約では問題となり得ないため⁽¹⁶⁾、検討の対象から除外するとして、この問題は、結局、ファイナンス・リースにおける担保権実行手続の終了時点をいつと捉えるかという問題に帰着する。すなわち、①契約解除の意思表示のみで担保権の実行は終了すると考えるか⁽¹⁷⁾、②リース物件の返還を受けるまで終了しないと考えるか、見解が分かれる。①の見解では、契約解除後のリース物件の返還請求手続は取戻権行使の問題であり、担保権実行手続中止命令や担保権消滅許可制度を利用する余地はないと考えるのに対し、②の見解では、リース物件の返還を受けるまでは中止命令等を利用し得ると考えることになる。①の見解が有力であるが、これに対しては、実務家を

(16) 脚注14参照。

(17) 山本和彦[2003]13頁、小林信明[2013]85頁。なお、松下淳一[2011]107頁は、平成20年判決について、倒産解除条項が有効であるとする「債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会が失われる」と説示した前提は、解除が有効であると取戻権の問題しか残らず、担保権実行手続中止命令や担保権消滅許可の利用、別除権協定の締結に向けた交渉等の余地はない、との理解である旨解釈するとともに、田原裁判官の補足意見は、中止命令が解除の前の場面を想定しているのかどうか明らかでない」と指摘している。

中心に担保権実行手続中止命令の実効性を確保するための工夫が必要との指摘⁽¹⁸⁾がなされており、なお課題として残されている。

最後に、契約解除と清算義務の問題であるが、昭和57年10月判決は、リース物件の返還を受けたリース会社の清算義務を認めた原審の判断を認容する一方で、清算額の算定については、リース物件の返還時点からリース期間満了までの物件の利用価値に相当する価額とした原審の判断を退け、リース物件が返還時に有した価値と本来のリース期間の満了時において有すべき残存価値との差額と解するのが相当であるとした。この点、リース会社がリース物件の返還を受けることにより得た利益を清算すべきは当然であるほか、ファイナンス・リースにおけるリース物件は、ユーザーが使用することによりその利用価値が実現するものであり、ユーザーの手を離れると物件によっては無価値に近くなることもあり得ることを踏まえると、清算すべき価額は、ユーザーが使用し続けることを前提とする残存利用価値額ではなく、ユーザーの手を離れたリース物件の処分価値の差額とする本判決の判断は妥当と考えられる。

5. おわりに

わが国におけるファイナンス・リース取引市場は大きな転換期に差し掛かっていると思われる。既述のとおり、企業の資金調達面での環境変化や会計基準の改定に伴うファイナンス・リース取引の魅力の低下に加え、リース業への金融機関本体の参入解禁による業態内での競争激化等がその背景にある。こうした中で、既存のリース業界は、経営統合等による競争力強化を進めるとともに、オペレーティング・リースやノンリコース・ローン等の拡大による経営多角化に活路を見出そうとしているものの、かならずしも容易ではないとみられている⁽¹⁹⁾。このように、ファイナンス・リース取引の魅力の低

(18) 進士肇 [2009] 10頁, 永石一郎 [2009] 14頁。

下は否めないものの、それでもなお、設備導入時の資金の節約、事務管理の省力化、等の利点⁽²⁰⁾は残ることから、これらの利点を生かしつつ金融機関融資との差別化を図っていくことが課題であろう。

この間、ファイナンス・リース契約に関しては、その法的性質の捉え方やユーザー倒産の際の契約の取扱いを巡って判例法理が形成されるとともに学説の深化も進んでいるが、とくに倒産手続の細部において、なお見解の分かれる点も少なくないことから、判例・学説ともに議論がさらに深まることが期待される。

[主要参考文献——公表年順]

田原睦夫 [1995] 「ファイナンス・リース契約と会社更生手続」 金融法務事情 No.1425

古賀正昭 [2000] 「ユーザー、サプライヤー、リース会社における民事再生手続開始の論点」 金融法務事情 No.1597

阿部泰三 [2000] 「リース取引の実態と法的性質」 金融法務事情 No.1597

山本和彦 [2003] 「倒産手続におけるリース契約の処遇」 金融法務事情 No.1680

企業会計基準委員会 [2007] 「企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」」

小賀坂敦 [2007] 「企業会計基準第十三号「リース取引に関する会計基準」の解説」 商事法務 No.1801

宮内義彦 [2008] 『リースの知識(第9版)』 日本経済新聞出版社

進士肇 [2009] 「判例批評」 金融・商事判例 No.1314

(19) 本多史裕 [2011] 参照。

(20) リース事業協会 [2010] によると、ファイナンス・リースのメリットとして、ユーザーの多くが、「設備導入時に多額の資金が不要である」(72.7%)、「事務管理の省力化が図れる」(53.0%)、「コストを容易に把握できる」(49.4%) ことを挙げている。

26- ファイナンス・リース取引を巡る近年の動きと課題（木下）

松田安正 [2009] 「判例批評—リース契約の原典」 NBL No.907

中島肇 [2009] 「判例批評—民事再生手続におけるリース契約の処遇」 NBL No.907

永石一郎 [2009] 「判例批評」 金融・商事判例 No.1319

社団法人リース事業協会 [2010] 「リース需要動向調査報告書」

澤飯敦・出原正弘 [2011] 「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要」 商事法務 No.1935

松下淳一 [2011] 「判例批評—再生手続における倒産解除条項の効力」 金融・商事判例 No.1361

森富義明 [2011] 「いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーザーについて民事再生手続開始の申立てがあったことを契約の解除事由とする旨の特約の効力」 最高裁判所判例解説 63 巻 5 号

本多史裕 [2011] 「リースビジネスの今後の展望」 金融 5 月号

法制審議会民法（債権関係）部会 [2013] 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」

公益社団法人リース事業協会 [2013a] 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（第 38 貸貸借）に対する提言書」

同上 [2013b] 「リース統計（2012 年度）」

同上 [2013c] 「リース産業の現況調査結果（平成 24 年調査）」

小林信明 [2013] 「ファイナンス・リースの倒産手続における取扱い」 ジュリスト No.1457